

●保険料のお支払い方法を「口座振替」に変更できます。

口座振替への変更をご希望される方は、早来庁舎税務課窓口か追分庁舎住民総合相談室へお申し出ください。

申し出に必要なもの **本人の保険証、口座振替の預金通帳とお届け印**

※ご注意くださいこと

- ①口座振替へ変更しても年間の保険料は変わりません。
- ②既に年金からのお支払いから口座振替への変更手続きをされている方は、改めて申し出いただく必要はありません。
- ③国民健康保険税を口座振替によるお支払いにされていた方も、長寿医療制度へ加入された場合は、お手数ですが再度口座振替の手続きが必要となります。
- ④年金からのお支払いなどから口座振替に変更となる時期は、申し出の時期により異なります。
- ⑤保険料の支払い額は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。なお、加入者本人以外の口座からお支払いの場合は、支払われた方の社会保険料控除の対象となります。
- ⑥年金からのお支払いなどから口座振替への変更を希望されない方は、申し出の必要はありません。

**保険料は長寿医療制度（後期高齢者医療制度）を支える大切な財源です。
納期限内のお支払いへのご協力をよろしくお願いします。**

●「医療費通知」について

北海道後期高齢者医療広域連合では、加入者（被保険者）の皆様には健康や医療に対する理解を深めていただくとともに、制度の健全な運営を図るため医療費通知を行っています。

今年度は、2回の発送を予定しています。9月末と平成22年3月末に医療費通知を北海道後期高齢者医療広域連合より送付します。

なお、医療費通知は請求書ではなく、医療機関等からの診療報酬明細書に基づき「医療費の総額」を記載しており、記載されている月に病院や薬局（等）にかかられた一覧ですので、受け取られたことにより申請等の手続きをされる必要はありません。また、本通知により受診を制限するものではありません。

医療機関等の請求の遅れ等のため医療費通知に記載されないことがあります。ご不明な点がございましたら、北海道後期高齢者医療広域連合又は健康福祉課国保医療係窓口へお問い合わせください。

【平成21年度の医療費通知の発送予定】

診療月	平成21年1月～6月	平成21年7月～12月
医療費通知を発送する時期	平成21年9月末	平成22年3月末

※医療費通知は領収書ではありませんので、確定申告時の医療費控除証明書としての使用はできません。

問 合 せ	北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601	
	保険料（料）のことは	税務課住民税係 ☎ 2513
	医療費のことは	健康福祉課国保医療係 ☎ 4556